

# 地域貢献活動を支援して 企業等のPRをしてみませんか

## ＜茨城県企業連携型 NPO 活動支援事業＞

茨城県では、企業の皆様と協調して、地域貢献活動を行う NPO（特定非営利活動法人、ボランティア団体等）に対し助成する「茨城県企業連携型 NPO 活動支援事業」を実施しております。共助社会の推進のため、県と一緒に地域貢献活動を支援していただける企業等（寄付協力企業）を募集いたします。

### 【事業への参加（寄付額）】

一口：10万円（最大五口（50万円）まで）

※地域貢献活動を行う NPO に対する企業寄付・県助成について県と覚書を締結いたします。

### 【事業の特徴】

#### ＜Point 1＞

- ・地域貢献活動を支援する企業として、県が公募する NPO への助成事業に「法人名」「商品名」等を表示することにより、幅広く企業 PR が行えます。

※NPO に対する助成対象事業のネーミングライツとなります。（※匿名とすることも可能）

事業名称：株式会社いばらき NPO 活動支援事業助成金（※法人名を使用する例）

事業名称：茨ひより NPO 活動支援事業助成金（※キャラクター名や商品名を使用する例）

#### ＜Point 2＞

- ・寄付協力企業が希望する地域貢献の事業分野、事業実施区域を選択することができます。

※交付先は審査委員会にて決定いたしますが、寄付協力企業は、自身が寄付する助成事業の審査委員会に参加することも可能です。

#### ＜Point 3＞

- ・社員が地域貢献活動に参加するなど、NPO との連携を通じて、社員の人材育成を図ることができます。

#### ＜Point 4＞

- ・寄付した金額については、税法上の損金算入限度内において、損金の額に算入できる場合があります。※寄付金の損金算入については、管轄の税務署等へお問い合わせください。



茨城県企業連携型 NPO 活動支援事業の詳細は、茨城県ホームページをご覧ください。

県 HP：[https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/josei/kenmin/kigyoudenkei\\_kigyou.html](https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/josei/kenmin/kigyoudenkei_kigyou.html)

＜茨城県 県民生活環境部 女性活躍・県民協働課＞

（裏面もご覧ください。）

## 1 寄付協力企業（事業に参加できる企業や団体）

- ①株式会社 ②有限会社 ③一般社団法人 ④一般財団法人 ⑤公益社団法人  
⑥公益財団法人 ⑦消費生活協同組合 ⑧その他知事が適当と認める者  
※各地域のロータリークラブ、ライオンズクラブ等の団体も事業に参加することが可能です。

## 2 寄付協力企業が定める事ができる事項

- (1) 助成対象事業の名称（①～④のいずれかを選択）  
①寄付協力企業の法人名称 ②寄付協力企業が有するキャラクター名称  
③寄付協力企業が有する商品名称 ④その他寄付協力企業が希望する名称
- (2) 事業分野（①～⑥のいずれかを選択 ※寄付口数ごとに複数選択可能）  
①環境 ②教育 ③青少年・子ども ④医療・福祉 ⑤防災・安全 ⑥まちづくり
- (3) 事業実施区域（①～⑥のいずれかを選択）  
①茨城県全域 ②県北地域 ③県央地域 ④鹿行地域 ⑤県南地域 ⑥県西地域

## 3 助成対象事業者（寄付先）

- ①特定非営利活動法人 ②ボランティア団体 ③その他知事が適当と認める者  
※交付申請書類を基に審査委員会を開き、助成対象事業者を決定いたします。  
なお、寄付協力企業は自身が寄付する事業に限り審査委員として審査会に参加可能です。

## 4 助成対象事業費として認めるもの

助成対象事業の実施に必要な経費（※ただし、団体構成員の給与等、一部対象外経費あり）

## 5 寄付協力企業の募集期間

令和5年4月3日（月）～令和5年5月31日（水）まで  
※期間内に、「茨城県企業連携型 NPO 活動支援事業助成金交付要項」に定める覚書（様式1号）を県へ提出してください。なお、覚書の内容については協議のうえ変更可能となっております。  
※寄付協力企業の決定（覚書締結）は、応募内容が相応しいか県が審査のうえ決定いたします。

## 6 負担割合及び助成限度額

	負担割合	助成額 (寄付額の範囲)	備考
寄付協力企業	1/2	100千円～500千円	・寄付金は10万円/1口、一寄付協力企業あたり最大5口までとする ・寄付協力企業は寄付金として助成対象事業者（NPO）に対し、直接寄付する
県	1/2	100千円～500千円	・県の助成額は寄付協力企業の寄付額と同額を上限とする ただし、事業費の精算額の1/2に千円未満の端数がある時は端数分を県が上乗せする ・県は助成金として助成対象事業者（NPO）に対し、交付する
助成対象事業者（NPO）			・助成事業毎に定める「寄付協力企業の寄付金額」と「県の助成金額」の和を超える事業費については、事業者負担とする

## 7 その他

県ホームページに掲載している茨城県企業連携型 NPO 活動支援事業助成金募集要項（寄付協力企業向け）を必ずご確認くださいませよう願いたします。

URL : [https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/josei/kenmin/kigyoudenkei\\_kigyou.html](https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/josei/kenmin/kigyoudenkei_kigyou.html)

### 問い合わせ先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県 県民生活環境部 女性活躍・県民協働課 多文化・協働グループ

電話：029-301-2175 Mail : josei-kenmin1@pref.ibaraki.lg.jp